# The Implication of Revisions to the 2009 Immigration Law and Living as Foreign Women in the Post-3.11 Disaster Japanese Society


| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2013-01-01<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 鄭, 暎恵<br>メールアドレス:<br>所属: |
|---|---|
| URL | https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/5842 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.




# 2009年入管法改定の意味と，3・11大震災以降の日本社会で外国籍女性として生きること

# The Implication of Revisions to the 2009 Immigration Law and Living as Foreign Women in the Post-3.11 Disaster Japanese Society

鄭　暎惠 *
JUNG,Yeonghae

＜キーワード＞

多文化共生，国際結婚，ジェンダー，移動（モビリティ），監視社会，主権在民

＜要　　約＞

グローバル化の中で，外国籍住民のみならず，国民もその移動（モビリティ）を徹底把握する監視社会が到来した。多文化・複合化する個人情報を，ビックデータで管理する効率性至上主義の時代である。そこでは，政策としての多文化「共生」が，かえって国家主義や同化主義を強めるおそれがある。しかし，東日本大震災以降の状況において，外国籍女性にとっての安心・安全・自己実現とは，双方向的なコミュニケーションの可能性，他者理解・尊重，文化的遺産の継承を実践するという意味での，多文化共生から始まる。

*大妻女子大学　人間関係学部　人間関係学科　社会学専攻

## 1．はじめに

90年代まで移民受け入れに消極的であった日本政府も，グローバル化や少子高齢化が進むにつれ，21世紀には大量の移民受け入れを避けて通れないだろうと判断するにいたり，徐々にではあるが，そのための準備として，さまざまな政策を改めつつある。本稿では，外国籍女性の生活実態との関連から，そうした政策のうち「多文化共生」「出入国管理」を中心に考察することが目的である。

## 2．「多文化共生」の陥穽

日本社会での「多文化共生」について語る場合，少なくとも以下の三つのレベルがある。

（1）外国籍住民自身が望む，理想としての多文化共生のあり方
（2）外国籍住民が多く住む地域における現実としての，多文化混在社会の実態
（3）多文化が混在する社会を統合・支配するための，日本政府の多文化「共生」政策

上記のうち，今日，（3）日本政府の政策が現在どのようなものであり，それがどのような意味をもっているのか考えたい。

まず，多文化共生として，日本政府によって具体的に何が進められているのだろうか。

ここ数年，総務省は，地域における多文化共生の必要性と意義を示し，地方自治体に対して，地域における多文化共生の推進を図ることを求めている(1)。『多文化共生の推進に関する研究会報告書』(2006）では，そのための重要なメニューの1つとして「地域における情報の多言語化」を挙げている。具体的な取り組みは，以下の通りである。

①多様な言語，多様なメディアによる行政・生活情報の提供，
②外国人住民の生活相談のための窓口の設置，専門家の育成，
③NPO等との連携による多言語情報の提供，
④地域の外国人住民の相談員としての活用，
⑤JETプログラムの国際交流員の活用，

さらに，総務省は『多文化共生の推進に関する研究会報告書2007』で，以下の取り組みを重要なものとして追加した。

①行政情報の多言語化の計画的な取り組み，
②通訳・翻訳サービスの充実，
③外国人住民によるサポートの推進，
④企業等を含めた地域社会全体による多言語化の推進，

ここでの「多文化共生」とは，主に“情報提供における多言語化”であり，そのための「外国人住民の活用」を意味している。あくまでも日本文化がドミナントで「自明なもの」とされ，「郷に入れば郷に従え」と日本のやり方に適応することが当然のごとく求められる。最初は無理でも，いずれは通訳・翻訳を必要としなくなるように日本語を習得するための努力が期待され，日本語至上主義は歴然と存在している。異なる価値観や生活様式は「異端」として排除される傾向が依然として強く，異なる文化相互の理解や尊重，価値観の相違を相克しての共存，つまり多様性を容認し“文化の共生”に努めようとする視点はまだまだ弱いと言わざるをえない。こうした状況は「多文化共生」と言うに及ばず，同化政策そのものである。

“情報提供における多言語化”は，外国籍住民にはもちろんのこと，言語・文化が異なる多様な人々が一緒に居住する地域の行政にとっても，情報の周知徹底に必要なものである。もし，多言語化が同化主義ではなく多文化共生を目指しているのであれば，“双方向的な多言語化”，つまりホスト社会側からの情報提供のみならず，エスニック・マイノリティ側からの“多言語により意思表示・情報発信の手段が保障されていること”が不可欠である。つまり，ホスト社会の側が多様性を容認・尊重すること，文化を序列化せずエスニック・マイノリティが自文化でコミュニケーションする権利を認めること，日本文化・言語によるコミュニケーションを強要しないことが，多文化共生の前提となるべきである。

具体的には，子どもの学校から各家庭に配られ

た「お便り」が日本語を第一言語とする日本語話者だけを想定して書かれていた場合，特に漢字にふり仮名もふられていない場合，それは外国籍住民にとって学校からの「お便り」が大きなストレスとなり，家庭における子どもたちへの学習支援を困難にしてしまう。「お便り」が相手の第一言語で書かれていることが重要だが，外国籍住民の親が「連絡帳」に自分の第一言語で心おきなく表現できることも大切である。

例えば，アメリカ合州国カリフォルニア州サンタ・バーバラ市郊外にあるIsla Vista Elementary School（アイラ・ビスタ小学校）では，生徒の約7割がメキシコ・中米系移住者の子どもであり，英語を話せない親も多いため，家庭ではスペイン語でコミュニケーションをとり，小学校に入学して英語を学び始める子どもも多い。そのため，この小学校には第 2 言語としてスペイン語ができる教職員が配置されており，授業は原則英語で行われるが，個人的にはいつでもスペイン語で子どもと親に対応できる体制がとられている。教員一人当たりの児童数は18人と，州平均24人より少人数クラスとなっている (2)。学校行事にはメキシコ・中米のお祭りも取り入れ，ラテン系の子どもたちには自分たちの文化的遺産の継承と，ラテン系以外の子どもたちには異文化理解ができるよう工夫がされている。給食もラテン系の保護者が調理人として雇用され，メキシコ料理を中心としてヘルシーなメニューを提供している。ラテン系の親は早朝から遅くまで労働しており，子どもに食事をつくる十分な時間がないため，学校が朝食・昼食を提供し，規則正しい生活と健康を支援している (3)。また，教室一つを親たちに解放し，英語を第一言語としない親たちのための英語教室（Santa Barbara Community Collegeが運営），Youth Programとして就労支援・子育て支援・学童保育を行っている。この教室を担当する教員も，ラテン系移民 2 世で，移民女性や子どもたちが相互に援助し合っていけるよう，自らのコミュニティを形成する支援を行っている。こうしたエスニック・マイノリティが自文化を恥じることなく尊重でき，ホスト社会と理解し合える環境を整えることが，多文化共生政策である。

日本の場合，“情報発信における多言語化”を推進してはいても，外国籍住民やエスニック・マイノリティを親にもつ子どもたちが，親の文化的遺産を継承する権利を保障しているとは言えない。その結果，子どもたちとこうした親たちの間で，文化的断絶が生じ，親子関係が異文化コミュニケーションとなれば，子育てはさらに困難を抱えることにもなる。子どもたちもまた自己肯定感をもちにくくなる。よって，子どもたちにアイデンティティの二者択一を迫るのではなく，また，バイリンガルとして，ダブルに文化を継承する場を家庭の側に求めるのではなく，社会の中に多文化が共生できる環境を保障すべきであろう。就学年齢以降において，家庭の中での親とのコミュニケーションだけで，言語・文化を系統的に継承することは容易ではないのだ。

よって，エスニック・マイノリティや外国籍住民にとって，理想的な多文化共生とは，個人の多様性を尊重する教育が公的にされること，そして，自文化とホスト社会文化の間に序列や差別がなく，両文化いずれも維持しながら子どもたちが継承することを保障する社会システムを必要としている。こうした社会システムが構築されれば，それは子どもをもたないエスニック・マイノリティたちにとっても有益な多文化共生のあり方となるだろう。

さらには，こうした多文化共生システムは，エスニック・マイノリティや外国籍住民のみならず，何よりも文化的にはドミナントと思われている「日本人」にとっても，生きやすさを広げることになるはずだ。社会が多様性を尊重すれば，「あるがままの自分」を抑圧する必要性も低減し，それにより個性を生かしやすくなり，自己肯定感も高まるはずだからだ。

日本の学校教育は，一部エリートを除き「規格が揃った，従順で良質の労働力に子どもたちを育てること」が目的であると言えるほど，相変わらず画一性が求められており，日本国民を含め，個人の多様性が十分に尊重されているとは言えない。その一方で，競争を勝ち進むことを強く期待されるストレスも高く，いじめ問題も一向に解決する

気配はない。エスニック・マイノリティの親をもつ子どもたちも，その中で，日本の言語文化を一生懸命に身につけ，早く日本社会に「適応」するため，多様性をもつ人々はむしろ継承どころか，文化的遺産を忘却するように仕向けられている。

繰り返しになるが，日本政府にとって「地域における多文化共生の必要性と意義」とは，否応なく多文化が混在している社会を統合し，秩序を維持強化するため，統治者側が共有してほしい情報を，「日本人」同様に，エスニック・マイノリティに周知徹底するための多言語化である。それゆえ，日本社会において日本語ネイティブ・スピーカーが，それ以外の言語話者よりも独占的に権力をもつ構造は変わらない。

また，通訳・翻訳サービスにおいて，エスニック・マイノリティや外国籍住民に対する十分なインフォームド・コンセントがなされない場合，「サービス」の名目で，自己決定権を奪ってしまう危険性がある。外国籍住民を「支援」する目的で，結果的には「支配」する活動は，残念ながら行政ばかりか民間人による外国人「支援」でも珍しくないのが現状である。

そうした外国人「支援」は，（1）外国籍住民自身が望む，理想としての多文化共生のあり方とは，似て非なるものである。この相違を理解していない場合，日本人活動家の言動が，外国人への排斥に表向きは反対していながらも，結果として（3）多文化が混在する社会を統合・支配するための，「多文化共生」と銘打った同化主義政策に陥ってしまう。それを避けるには，外国籍住民の，外国籍住民による，外国籍住民のための多文化共生こそが不可欠である[4]。

## 3．外国籍女性たちの「東日本大震災」

移住者を今後多く受け入れるために日本政府がとっている「多文化共生」政策は，移住者自身にとってというより，統合する政府にとって必要なものが優先されている。はからずも，それが露呈したのが，2011年 3 月11日に起きた東日本大震災と，その後の状況である。

外国籍住民の中には地震のない地域出身者もおり，地震が起きた際にまずとるべき行動についても知識が全くない者もいる。日本語で書かれた自治体の広報を隅々まで読むことは難しいので，防災訓練に参加する意思はあっても，いつどこであるかすら情報を得られない。日本人とのつき合いはあいさつをする程度が多く，全くつき合いがない人も 1 割ほどおり，口コミで情報を得ることも期待できない[5]。

日本人と国際結婚し配偶者ビザをもつ外国籍女性であろうと，夫（外国籍）が日本で仕事するために家族滞在ビザで同行してきた外国籍女性であろうと，日中，夫が仕事に出ている間にまた地震（特に南海トラフ，首都圏直下型など）が起きること，自分の住む地域が震源地となる地震が起きることを，多くの外国籍女性がとても不安に感じている。普段，日本語では夫を頼りにできても，地震が起きた場合，夫がいつ帰宅できるかわからない上，連絡もつかない可能性がある。その間，日本語も不自由なまま，挨拶程度しか交わしたことのない人々の中，たった一人で幼い子どもを複数抱えて，防災訓練はおろか避難訓練さえ経験がないのに避難しなければならず，また，停電，断水などライフラインが止まり，エレベーターも使用できなくなった状態でも，緊張し疲れて空腹を抱えた子どもたちに何か食べさせなくてはならない，，，。近い将来いつ起こるともわからない大地震は，誰にとっても不安とストレスであるが，日本で暮らす移住女性にとってのそれは，日本人の比ではない。

東日本大震災が起きた時，折しもDV・性暴力被害者のためのホットライン「パープル・ダイヤル[6]」を内閣府が開設していた期間であったため，震災に関連して，移住女性から外国語で以下のような相談があった。

【国際結婚で来日したアジア女性。DVに遭い離婚。うつ病と診断断され，生活保護を受給しながら，子ども二人（日本国籍者）を育てている。】

「自分が育った国では地震がなく，避難訓練もしたことがない。どうすればいいか何もわか

らず不安だった。（買占めで）スーパーから物がなくなり，何も買えなくなった自分は母親失格。「無くなる前に買っておいた方がいい」と声をかけてくれた人もなく，自分は一人ぼっちなんだと思った。放射能被害もコワイから，今すぐ国に帰りたいが，子どもを連れて帰っても仕事もない。家族にも迷惑をかけられない。子どもたちが向こうになじめるかわからない。今，生活保護をもらっているが，日本を離れたらそれも切られてしまう。自分はいったいどうしたらいいのか，，，」

東日本大震災では，福島第一原発の事故も重なったため，即座に，国外へと避難した外国籍住民も多数いた。特に，幼い子どもをもつ外国籍住民の行動は早かった。

東京韓国学校初等部では 7 ～ 8 割の生徒（駐在員や日本で就職・起業した家庭の子ども）が原発事故直後に帰国し，そのまま戻らなかった者も多い。韓国領事館は，地震以降の原発，計画停電等に関する情報を毎日アップし，「福島原発から80キロ以遠に避難すること」を当初から呼びかけ，韓国行き飛行機増便，下関・福岡まで移動し船で帰国するルートの情報を提供していた。

それとは対照的に，日本政府の避難勧告は遅く，情報も二転三転していたため，「日本政府が事実を報道しているとは思えず，正確な情報がわからないことで，余計不安になった」と東京韓国学校の保護者は話している。その一方で，戦前から住む「在日朝鮮人」や日韓の国際結婚家庭の子どもたちは，ほとんど東京に残った。この差は，「日本社会に根づいている」度合いの違いであろうか。

そんな中，先の電話相談にかけてきた外国籍女性も「今すぐにでも帰りたい」が，経済的理由などから「帰るに帰れず」，おそらく同胞の友人たちが帰国してしまったのか，情報からも人間関係からも疎外され孤立感を深めており，ウツもあって，精神的にかなり不安定であった。

しかし，被災地では，さらに深刻な事態が起きていた。

警察や報道で発表されていた「死者・行方不明者」数，必要な「支援物資」数は，住民基本台帳をもとに算出されていた可能性があり，当時，住民基本台帳に登録されていなかった外国籍住民は「死者・行方不明者数」からもれていた可能性が高いのだ。治安管理を目的とした「外国人登録」は，「住民基本台帳」とはシステムも異なる上，そもそも住民サービス提供を目的としておらず，外国籍住民が津波でさらわれていても，捜索対象にすらなっていなかったかもしれないのである。それを裏付けるかのように，2011年 3 月19日，日本政府は駐日する各大使館に対し，それぞれの国民の安否確認をするように要請している。日本政府や自治体が，住民基本台帳に記載されている人しか把握していなかったからこそ，外国籍住民の安否を，各駐日大使館に確認してくれと要請したのではないだろうか。

残念ながら，外国籍犠牲者の全容については，未だ把握しきれていないのが実態のようである。以下の報道が，それを物語っている。

- 入国管理局関係者は「外国人全体の不明者は約50人」と指摘。
- 宮城県警によると，少なくとも100人以上の外国人について，安否確認の相談（時事通信2011年 4 月25日）

駐日各国大使館内に，日本地震非常対策本部が設置され，日本外務省と被災・安否情報を共有したが，「行方不明者」が地震・津波で犠牲となったのか，即座に帰国してしまったのか，日本国内の登録住所以外のどこかに避難しているのか，被害の全貌を把握できている者はいないようだ。

命は助かったものの，震災後の生活再建の目途がたたない外国籍住民も多い。

「被災地の韓国・朝鮮人 1 万4526人（2009年末）のうち，8064人が特別永住者の在日一世・二世・三世・四世であり（台湾人の特別永住者は 5 県で30人），しかも，その15％近くが，65歳以上の高齢者である。独居老人で女性が多く，彼女らのほとんどが『無年金』者である。いま被災地では，高齢者の介護問題が大きな課題となってきているが，在日韓国・朝鮮人の高齢者は，さらに深刻な問題とならざるをえない。」と，佐藤信行

は指摘している(7)。

何人であれ被災地では，大震災により家族・住まい・仕事をなくし，茫然自失せざるを得なかったが，外国籍住民の約 9 割は，国際結婚で来日した移住女性たちである。「帰りたくても帰れない」「この地に根を張って生きるしかない」「被災地の一人として社会貢献したい」と，帰国せずに日本で頑張る決意を固めていた。（その一方で，日本国民が外国籍住民を，大震災以降，同じ「仲間」「身内」としてみなすようになったかどうかは検証しきれていない。）

大震災後に移住女性への支援ネットワークもでき，「山奥での孤立」「うつ」にも支援が届いたケースもあるが，「被災で何かが大きく変わった」というより，「以前からの深刻状況」が大震災以降も継続，または，さらに悪化したのが実態だと言える。

## 4．外国人登録法の廃止と，2009年改定入管法の改定

大震災後の2012年 7 月 9 日施行「新しい在留管理制度」により，全住民を一元管理するため，外国籍住民も住民基本台帳に登録されることになった。これにより，日本人と同じ住民基本台帳で管理されることになったため，先の大震災のような「死者・行方不明者がいったいどれほどいたのかわからない」事態は今後避けられるかもしれない。しかし，その一方で，監視・管理は強化され，非正規滞在者などの住民サービスは劣化どころか無くなってしまった。そして，「外国人登録法」が廃止されたことで，皮肉にも，外国籍住民は日本国民同様に，日本国民とともに管理されることになった。

内外人ともに住民票で一元管理され，法務省への中央集権化が図られ，逆の言い方も可能で，日本国民も外国人並みになったのだといえる。

つまり，2009年の入管法改定によって，その権利侵害が懸念されるのは外国籍住民だけではない。住民基本台帳法とのリンクにより，日本国民自身にも外国籍住民と同等の管理強化が及ぶと考えられる。管理の強化によって自由権が侵害されれば，同調志向は高まり，多様性の尊重とは反対方法に社会は向かうだろう。日本人は，自分たち自身のプライバシーや多様性が脅かされることも視野に入れた上で，外国籍住民への支援ではなく共闘という姿勢をとることが望ましい。それは，外国籍住民がホスト社会と「弱者支援」によって，二重に「弱者」にされないためにも必要である。

従来は同じ外国人登録法（今回の改定で廃止される）で管理されていた在日外国人が，2009年改定入管法により“特別永住者”“中長期在留者”“非正規滞在者”の三カテゴリーに分けられ，それぞれ別々の扱いをされるようになった。その改定内容を詳細に見れば，本稿で述べるように，この改定が処遇に格差をつけることによる分断支配であることがわかる。

日本政府は2009年 3 月，“外国人登録法（いわゆる外登法）”を廃止して「新たな在留管理制度」と「外国人を住民基本台帳制度に編入」する“出入国管理及び難民認定法（いわゆる入管法）”，“日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（いわゆる入管特例法）”，“住民基本台帳法（いわゆる住基台帳法）”の改定案を国会に上程した。62年ぶりの大改定だけに，長い時間と閣議決定を含む政府レベルでの再三の検討・確認と積み重ねてきたが，その多くは水面下でなされた。民主主義的な審議は十分になされないまま，2009年 7 月 8 日に可決され，上記の 3 法は成立した。

改定入管法は2009年 7 月15日に公布された。附則（2009年 7 月15日法律79号）抄（施行期日）第 1 条には，「この法律は，公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する」とある。これは，「公布の日から起算して三年」に当たる2012年 7 月15日までの，政令で定める日に施行するが，「次の各号に掲げる規定」は例外として別途施行日を定めるということだ。法律の各部分や，適用対象者によって施行日が異なる，という

複雑怪奇で異様な法律であり，2012年7月15日にその「全貌が明らかになる」までは，新たな大改定が最終的に何を意図しているのかについて予断を許さなかった。

従来の入管法体制を簡単に振り返ってみよう。1947年 5 月 2 日（主権在民を定めた日本国憲法施行の前日），最後の勅令として成立した外国人登録令によって，未だ日本国籍を有しているにも関わらず，旧植民地に本籍を有する者は「当面の間，外国人とみなす」と定められた。続いて1952年 4 月28日22時30分サンフランシスコ講和条約発効により，これら旧植民地戸籍に本籍を有する者が選択権なく日本国籍を「喪失」させられるのを目前に，「外国人」となるこれらの人々の出入国と在留資格を管理するため，1951年11月 1 日に入管法が施行された。

こうした外登法と入管法の両輪体制は，日本における「戦後」国家の輪郭を築く上で，国民管理を進める不可欠な制度として始まった。国家の輪郭と国民を管理するために，まずは「非-国民」の定義と管理が必要だったからだ。62年ぶりにこれを抜本的に大きく改定するということは，外国人に対する管理強化のみならず，ほかならぬ日本国民の定義を改め，「新たな社会統合」としての国家体制を敷くためだけではない。国境を越えたテロ対策の名目で，実は，国際人口移動と国民管理，安くて使い捨て労働力の確保を可能にできるのだ。これは，USAを中心とする「テクノロジーによる帝国」の境界を形成することで，自国の存亡をかけているのではないかと推測できる。外国人のみならず，内国人をも含めた移住，モビリティ管理の時代となった。皮肉にも，これも内外人平等ではある。

## 5．非正規滞在者・難民申請者に関する改定内容

テロ対策と，使い捨て労働力の調達が一体化した制度により，今後いっそう排除されるのが非正規滞在者・難民申請者である。

これまでは在留資格がないままで日本国内に 3 カ月以上在留していた外国人（具体的には，在留資格を取り消された者，在留期間の更新を忘れた者を含む超過滞在者，「不法入国者」，仮放免許可者，仮滞在許可者，一時庇護許可者，これら非性滞在者から生まれた子どもたち，など）に対して，「在留の資格なし」と書かれた外国人登録書証明書が市区町村から交付され，行政サービスを得ることができた。

ところが，2009年改定入管法では，非正規滞在者は全て「在留カード」が交付されない。ただし難民認定申請中の「仮滞在許可者」「一時庇護許可者」だけは，「外国人住民票」が作成される。これ以外の非正規滞在者は「在留カード」「外国人住民票」とも得られないため，公的に個人を証明するものがなくなり，行政サービスが受けられなくなる。

他に何か犯罪行為をしていなくても，改定入管法の違反だけで，人権が認められなくなる可能性がある。入管法による徹底管理は，人権より優先されている。また，これまで国の機関委任事務として外国人登録は自治体が担当してきたため，非正規滞在者であろうと，当該自治体の住民である事実によって，自治体が行政サービスを提供することができた。しかし，改定入管法により，「中長期在留者」「非正規滞在者」の情報を一元管理するのは法務省であるため，行政サービスを提供したくても，自治体は管轄内の住民である外国人を把握しきれなくなった。2009年改定入管法により，自治体の裁量・権限は縮小され，中央集権化が強まった。

しかし実際には，行政サービス制度の適用範囲に関しては，各制度それぞれに固有の機能的論理があり，改定入管法が他の全ての法に優先して適用範囲を決定することはできないはずだ。

総務省は，「入管法等の規程により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対して行政サービスを提供するための必要な記録の管理等に関する措置に係る各省庁への通知について（通知）」と題した，2011年11月11日「総行外第21号」で，「改正住基法施行日以後においてもなお入管法等の規定により本邦に在留することがで

きる外国人以外の在留外国人が行政上の便益を受けられることとなるようにする」との見解をしめしている。2009年改定入管法では非正規滞在者を「行政サービスの対象者名簿（＝住民票）」からはずした一方で，総務省の通達では「非正規滞在者が行政サービスを受けられるようにする」と言っており，各自治体はその解釈をめぐり混乱し，対応に苦慮している。

しかし，矛盾と混乱に満ちた非正規滞在者への処遇は，彼らを徹底管理した上で，使い捨ての安い労働力として利用するには有効な方法となるのかもしれない。通達と法律では法律の実効力が強いので，このままでは最終的に非正規滞在者が行政サービスを受けられなくなる可能性は高い。

後述するように，日本でもアメリカでも，人々を完全にトレースできる技術があり，実際に利用しているため，「不法滞在者」を全て摘発することもできるはずだが，あえてそれをしない理由は何か。日本の外国人研修生制度と同様に，正規の就労ビザを与えないことで，労働者として対等の賃金や労働条件を与えず，労働力が余れば，入管法でいつでも国外退去させることができる。そうした「不法就労者」は「安くて使い捨てにできる，魅力的な労働力」なので，むしろ，いつでも取り締まれる状態であれば，一定量確保しておきたいのが本音ではないか。

法律では「行政サービスから排除している」のに，現場の運用では「居住の事実さえ確認できれば，住民票がなくても行政サービス（例えば，公教育）をするように配慮する」点が，今回の2009年改定入管法で，いっそうアメリカに似てきたといえる。要するに，景気の調整弁にできる「非正規労働者」への対応は玉虫色であることが，企業と資本主義国家にとって一番都合がいいのだろう。

## 6．「中長期在留者」に関する改定内容

今回の2009年改定入管法では，外国籍住民を分断したが，特別永住者を「準国民」扱いすることで，それ以外の外国人への管理を徹底することが，日本政府の目的の一つである。では，その「外国人への徹底管理」策とはどのようなものだろうか。次にそれをみるために，「中長期在留者」に関する改定点をみてみよう。

3 か月を超えて日本に滞在する中長期在留者の場合，外国人登録証明書に代わり，最寄りの自治体窓口より遠い地方入管局まで出向き，在留期間の更新・在留資格の変更ごと（永住者は「16歳以上」「 7 年ごと」）に，新しい「在留カード」を受け取らなければならない。

2009年改定入管法では，生体認証を含む，外国人一人一人の最新で詳細な個人情報が，地方入管局を通じて継続的に法務省入管局に集中管理され，それら全ての情報を相互に照合し利用できるように，広範囲な調査権が法務省に付与された。

今後，日本版US－VISITなどの出入国管理システム，在留カード等発行システム，在留審査システム，退去強制システム，難民認定システムなどが，全て統合データシステムに集められ，外国人に関する情報を分析するインテリジェンス・システムも導入されている。

つまり，2001年 9 月11日同時多発テロ以来，米国の影響を受けて，日本でも従来は考えられなかった出入国管理政策が，「テロ対策」の一環として登場したのである。従来は出入国時と，外国人登録とその更新時の，点で情報を集め管理していたものを，出入国時の管理強化に加えて，在留管理の徹底強化を，所属機関まで含めて，面で情報を把握し管理するようにしたのが，2009年改定入管法である。

「在留カード」の受領を義務づけられた者が規定通りに受け取らない場合，不受領罪として 1 年以下の懲役または20万円以下の罰金が科される。そして，受領する度14日以内に，市区町村に行き，在留カードに「住居地」を記載してもらわなければならない。届出遅延罪は，14日を超えると20万円以下の罰金。90日を超えると在留資格取り消し。虚偽届け出罪は1年以下の懲役または20万円以下の罰金。

引っ越しをする時は，まず住んでいた市区町村に転出届けを出して転出証明書を受け取り，引っ

越した後14日以内に，新住所の市区町村に転入届けを出さなければならない。同じ市区町村内での引っ越しも，14日以内に転居届を出さなければならない。これらの届け出を怠ると，住民基本台帳法により 5 万円以下の過料。一方，届出を行うことで，特別永住者と同じく「外国人住民票」として行政サービスを提供するための基本である住民基本台帳に登録されることになった。

派遣労働も多く，転勤も多い外国籍住民にとって，転居・転職ごとに，在留期間の更新・在留資格の変更ごと（永住者は「16歳以上」「 7 年ごと」）に，職場・学校を休んで地方入管局や市区町村に出向く負担は，精神的にも経済的にも大きい。

ただし，「外交又は公用の在留資格が決定された者」は，国際儀礼上の必要性から，在留カード対象者からはずされている。このことからも，在留カード制度が外国籍住民に対する「失礼」，人権無視，差別に当たることを日本政府は自覚しながら，あえてこうしたシステムに改定したのである。（残念ながら，大学教授・留学生・技能者の在留資格であっても，全てこの在留カード制度の対象者となる。外交官などの特権や日本国籍を持たない人のほとんどは対象となる。）

本人からの届け出のほか，外国籍住民が在籍する教育機関，勤務先などの所属機関が，名称や所在地などを変更した場合も，14日以内に地方入管局に届け出なければ，20万円の罰金が科される。

在留カードには，氏名／生年月日／性別／国籍・地域／住居地／在留資格／在留期間とその満了日／「入国許可」とか「在留更新」など許可の種類とその許可年月日／在留カードの番号・交付年月日・有効期間満了日／就労制限の有無（または就労不可）／資格外活動許可の有無――が書かれ，16歳以上の場合は顔写真が入り，ICチップが付く。

求職，住まい・携帯電話などの契約，銀行口座の開設など，日常生活のさまざまな場面で，在留カードの提示を求められる。

正当な理由なく「在留資格の条件である活動を 3 カ月以上行っていない」場合，または各種届出義務を90日以上行わないか虚偽の届け出をした場合，法務省はその在留資格を取り消すことができる。留学生が妊娠・出産で親元に帰郷するため一旦出国し，休学する場合，3 か月以内に復学しなかったら留学生ビザが取り消されている。男性は自分の子が生まれる場合でも，休学や一時帰郷しなくて済むことを考えると，この規定はジェンダー差別でもある。

配偶者ビザで在留しながら「配偶者の身分を有する者としての活動」を継続して 6 カ月以上行わない場合も在留資格が取り消しとなる。DV加害者から逃れている場合は，正当な理由にあたるが，それをどのように証明するかが問題である。DV被害者保護より，偽装結婚の根絶が優先されるのは人権無視であり，基本的人権を尊重する主権在民の国家がすることではない。

しかも，合法的な在留期間中であっても「妻としての活動」を 6 カ月行わないと在留資格は取り消される。すると「在留カード」は失効し，「外国人住民票」は消除され原則行政サービスは受けられなくなる。一方，不法滞在者であっても，日本人男性が妻として必要としていれば，退去強制にはならない。外国籍女性の在留資格が合法か否かより，日本人（特に男性）へ貢献度の方が重要視されているのは国家によるジェンダー差別に他ならず，法治国家の名にふさわしくない。

## 7．特別永住者への改定点（再入国許可制度の緩和については，本報告では割愛する）

外登法の廃止により，外国人登録証明書がなくなる代わりに，特別永住者には，ICチップ入りの「特別永住者証明書」というカードが，市区町村を経由して公布される。これは“中長期在留者”の在留カードと同じく法務大臣によって発行されるが，地方入管局ではなく，市区町村を経由して交付される。これにより，特別永住者を治安管理の対象からはずし，（参政権はないが）日本国民とほぼ同じく地方自治体から行政サービスの提供を受

ける対象へと，その定義を変えたようにみえる。

「特別永住者証明書」は，日本国民がもつICチップ入りの住民基本台帳カードとは券面情報（生年月日，氏名，住所）がほぼ同じである。一見して異なるのは，日本国民では「居住する自治体市役所市民課」が記載されるところ，特別永住者は「国籍・地域」が記載される点のみである。これは，特別永住者が日本国民と同様に扱われるようになることを意味するのだろうか。いや，そう単純な問題ではないだろう。

国連の自由権規約委員会からの再三の勧告により，従来のような常時携帯義務は，特別永住者に対しては廃止されたものの，提示義務に従わないと「１年以下の懲役または20万円以下の罰金」であり，実質上これでは特別永住者に常時携帯義務が残ったも同然である。

また，特別永住者以外の外国人には，2009年改定でも，在留カードの常時携帯（不携帯罪は20万円以下の罰金），提示義務（提示拒否罪は１年以下の懲役または20万円以下の罰金）という，過酷な罰則を科してしている。IDの携帯・提示義務に関しては，日本国民・特別永住者・中長期滞在者・非正規滞在者（難民申請者を含む）と，現時点では四段階の差別化がされている。

かつて法務省民事局の戸籍担当者が，「戸籍手帳または国民登録手帳を発行することの可否,,,最も大きな問題は，国民の自由権的基本権が侵されはしないかということであり,,,もし手帳の所持を規制する[義務づける]ならば，国民の拘束感はぬぐい難いものとなる」（吉田和夫「戸籍事務と国民登録」1973年）と懸念を示したように，日本国民には，すでに存在してはいるが，ICチップ入り住民基本台帳カードについて，受領も携帯も提示も，未だ義務づけられてはいない。

しかし，以前であれば，ICチップ入りでないカードも存在し，住民票におけるICチップの有無を日本国民は選択できたが，今はIC住民基本台帳カードしかなくなり，総務省は「住民基本台帳カード総合情報サイト」で，住基カードを取得するメリットを繰り返し強調して，その受領へと日本国民を誘導している。

これまでの複数国籍世帯では，日本国籍者は住民基本台帳，外国籍は外国人登録と登録先が別々だったが，2009年改定で，国際結婚家庭も一つの世帯として一覧で記載されることとなり，登録される情報内容は日本国民とは異なるものの，「外国人住民票」は行政サービスを提供するデータ・ベースとして“住民基本台帳”に含まれることになった。これは戸籍制度の「伝統」により，日本では個人単位より世帯単位の管理が主流であった結果でもある。

その多くが日本国民と結婚しており，今後は多くが住民票で同じ世帯に記載される特別永住者に，「特別永住者証明書」の受領と提示を義務づけることは，今後，日本国民にも同様に住民基本台帳カードの受領・携帯・提示を実質上義務づけ，いずれは日本国民を特別永住者並みに，住民基本台帳カードで管理していく道を開いたのではないか。

2009年改定入管法で，特別永住者が，“中長期在留者”“非正規滞在者”と差別化されて「準国民」扱いの「特権」を与えられたかにみえるが，実際は，特別永住者管理を利用して，国民管理を強化していくために，特別永住者を「準国民扱い」しているのではないか。これまで「住民管理」ではなく「行政サービスの提供」をその目的としてきた自治体の住民基本台帳制度だが，特別永住者・中長期在留者・仮滞在許可者・一時庇護許可者を登録する「外国人登録票」をそこに組み込むことによって，従来はしないことになっている「治安管理」その他の機能を，住民基本台帳制度に今後加えるのではないだろうか。

法務省の内部資料によると，2009年の入管法改定に関連して住民基本台帳法を改定する案として，在留管理を目的とする「外国人台帳制度」を新設するのか，住民基本台帳に組み込むのかが，国会提出直前まで議論されたが，結局，住民基本台帳に「外国人住民票」が組み込まれることになった[(8)]。

その意図は何か。日本は1500兆円とも言われる巨額の財政赤字を抱えており，少子高齢化で今後急速に人口が減少すると，財政的に破綻する可能性がある。国民年金保険料の約４割が未納，

公的保障の不正受給，警察の検挙率低下など，「社会秩序の回復」を図るためにも，外国籍住民と合わせて国民の個人情報を徹底管理することが，日本政府にとっては喫緊の課題であることは間違いない。しかも，このシステムにより，「行政の合理化」つまり，公務員の大幅削減も可能となるのだ。

## 8．「多文化共生国家」宣言と，2009年改定入管法

東京入国管理局長などを歴任し，1990年に施行された入管難民法改正を担当し，退職後も移民政策研究所所長として，日本の入管政策に大きな影響力をもつ元法務省官僚の坂中英徳は，これまで在日韓国・朝鮮人に「同化・帰化しなければ排除」を迫る政策を推進し，移民受け入れに消極的だった。ところが最近は一転して，今後50年間で1000万人の移住者受け入れることを提言している。「当時は人口が増加しており，人口密度が高くなってきた。前提が変わった」「人口危機は，多文化共生国家に変わる大きなチャンス」ということが，180度方向転換した理由だという [(9)]。

彼は，以下のようなことも述べている。

「少子高齢化のため，日本の人口は2005年から減少し始めた。国の推計では，今後50年で 4 千万人程度減る。経済は衰退し，年金をはじめ社会保障の負担も大変になる。特に，過疎化が進む農村部などは大打撃を受け，壊滅状態になるかもしれない。そこで，50年かけて計 1 千万人の移民を受け入れることを提案した。今，外国人は人口の 2 ％弱。それを10％ぐらいにしようということだ。」

「動物も純粋培養より雑種の方が生命力があるという。日本は単一民族国家の色が濃かったが，多様な民族が集まれば，新しい発想や価値観，文化が生まれ，もっと良い社会になる。国際的な競争力も増すだろう。住宅や観光など移民関連の市場が広がり，経済効果も大きい。それに，外国人が増えたら，他国との戦争は増えないはずだ」

「韓国・朝鮮人は日本生まれが増えたため，進んで日本国民になりたいと思えるような社会環境の整備を提案した。しかし，異なる価値観を持つ人が日本社会に入る方がプラスになると考え，多様性を強調するようになった。最近来日した人を含め，2 世以降については，民族の文化を残すような措置をとらなければならない。いろんな生き方を尊重する国の方が，良い人に来てもらえる」

まさに2009年改定入管法がその具体的な例であるが，移民による治安の悪化を懸念する声もあり，それに対しては，

「育成型の移民政策を採ればよい。定員割れの続く工業高校や職業訓練校で日本語や技術を教え，就職も支援する。移民ソーシャルワーカーが生活全般の相談に応じるようにする。もちろん，日本人より低賃金で働いてくれと言うつもりはない。言葉ができるようになって，仕事があれば，犯罪に走ることはない。希望者には，来日して 3 年ぐらいで日本国籍を与えてもよいのではないか」

国際結婚やグローバル化の結果，現時点においても日本国民に文化的同質性を要求していく政策には既に限界がきた。今後は，多様性は容認する方向に転換し，少子高齢化の日本を支えるため，積極的に外国人を受け入れ，日本語を教え，日本国籍を与えて，日本への適応を支援する必要があると，これまで移民政策に大きな権限をもってきた元法務省官僚は政策を提案している。

そのためにも，今後いっそう多様性をもつにいたる「将来の日本国民」には，合法的に在留する外国籍住民並みの管理を行う必要があるということだろう。つまり，徹底的な管理さえ可能であれば，国民と外国籍住民への処遇を同等に近づけ，多様性を容認する「多文化共生」社会に政策転換しても構わないということだ。これなら国際的にも「外国人に差別的だ」と批判を受けなくてもいい。しかし，これは外国籍住民の処遇を国民並みに引き上げるのではなく，日本国民の処遇を外国籍住民並みに引き下げるという「平等」に過ぎない。

こうした元法務省官僚に代表されるような，国際的な競争力や経済効果を上げるために求める「多文化共生」とは，ナショナリズムに依拠する

ものであり，差別をなくして多様性を尊重する多文化共生とは全く別物であり，かつての大日本帝国のように多民族を序列化して秩序をつくる危険性がある。また，外国人の増加が戦争の抑止になるなら，なぜ移住労働者も難民も無制限に受け入れないのだろうか。

つまり皮肉にも，徹底的管理と多文化共生は二律背反するものではなく，むしろ不可分なものと日本政府は考えているのかもしれない。しかし，「徹底的管理と多文化共生の両立」とは机上の空論ではありえても，実践する上では論理矛盾にしかならないだろう。

## 9．多文化共生を求める市民権と，日本国籍の齟齬

在日韓国人を中心にした「在日外国人の地方参政権を求める運動」が2000年にピークを迎えた頃，「参政権が欲しいなら日本国民になればいい」と，与党自民党（当時）から帰化制度によらず届け出だけで日本国籍を取得できる「国籍取得緩和法案」が出された。在日コリアンの中にはそれを歓迎した人々もいたが，日本国籍取得で問題は解決しないと否定的な人々も多く，在日コリアンに日本国籍を付与して，大日本帝国時代同様，再び国民にしようとする法案は，結局，立ち消えになった。

1952年まで日本国籍保有者であった旧植民地出身者には，その生活実態から国民に準じた権利を認めざるをえないが，むしろ，これらの人々に再び日本国籍を与えた方が，その他の外国人への徹底管理がしやすくなると，日本政府は考えたのだろう。しかし，日本国籍取得条件の緩和が，日本国が単一民族国家神話を捨て，多文化共生への方向転換になるとは考えにくかった。日本国籍を保有するオキナワ・アイヌ・被差別部落・中国帰国者・帰化者への差別と同化圧力が未だに厳しい現実は，人権を求める外国籍住民たちにとって，日本国籍取得に積極的になれない理由となっている。

国籍の取得が，単純に社会での権利獲得につながらないのが，日本の現実である。それは理想としての多文化共生を求めるための市民的権利という機能が，日本国籍にはないからだ。

言いかえれば，主権在民が“絵に描いた餅”にすぎず，日本国籍の主権が空洞化しているのだ。エスニック・マイノリティのみならず，マジョリティである日本国民自身が，「あるがままの自分」では存在しにくい社会，自分たちの文化的遺産を継承する権利を脅かされている社会では，日本国民以外のエスニシティを尊重し，多文化共生社会をめざすことは難しいだろう。まずは，日本国民が，方言や地方文化など自己の中にもあるはずの多様性を尊重できることが必要である。さもなければ，日本国籍を得ることと引き換えに，日本国民として同化を余儀なくされた「普通の日本人たち」は，外国籍住民が多文化共生によって国民に近い権利と多様性が保障された場合，外国籍住民が犠牲を払わずに特権を享受していると解釈し，かえって許容できずに排斥しようとするだろう。

## 10．2009年改定入管法による日本国民への管理強化

未だに成功していないものの，日本は，「満州国」への指紋導入を考案して以来，長い時間をかけて極めて慎重に，日本国民を徹底管理する制度の完成を目指してきた。クレジットカードと電子定期券をドッキングさせて自動改札口を通過する度に「いつ誰がどこを通過したのかを特定できる」システムを開発し，GPSで携帯電話の位置が検索でき，ETCで通過する自動車を特定でき，個人がICチップ入り銀行キャッシュカード・クレジットカードを数枚もっている今日，既に，いつどこに個人がいて誰と一緒であったかを，ビックデータで照合すれば「瞬時に」把握することができる。もし，旅券または住民基本台帳カードの携帯義務（少なくとも提示義務）を義務づけることができれば，人々の行動を確実にトレースすることが可能になる。

しかも，その管理システムは日本国内に留まら

ない可能性がある。2007年から日本が世界で二番目（三番目は韓国で2010年）にUS-VISITを導入した。いったいその目的は何だったのだろうか。US－VISITを日本と共有していることで，アメリカと韓国は，既に2009年改定入管法の一部を導入していることになる。もし，日本が2009年改定入管法のコンピューター・システムを，今後，アメリカとその他の親米国家に「輸出」して，グローバルな共有をめざす場合，どうなるか。米国を中心とした「新しいかたちの帝国」になるのかもしれない。今後は，アメリカ・韓国などの入管法との共通点・相違点を継続的にチェックし，TPPなどの経済連携とも，関連がないか関心を向ける必要がある。日本国内に居住する人のみならず，誰もが2009年改定入管法と同様の監視・管理を受ける危険性がある。いや，むしろ2009年改定入管法とは，そうしたアメリカの同盟国を統括するグローバルな監視・管理体制の一部にすぎないと言えるだろう。それを技術的に可能にするのが共通番号制であり，その監視・管理システムの目的を象徴しているのが，特定秘密保護法であろう。2009年改定入管法とは，日本国民に加え，外国人登録法という別システムで管理されてきた外国籍住民をも，特定秘密保護法と共通番号制で統括する監視・管理システムに囲いこむことが目的だと思われる。その意味で，2009年改定入管法は，内外人誰にとっても「対岸の火事」とは言えない問題である。

## 11. おわりに

「備えあれば憂いなし」というが，不測の事態に備えるために，ここまで人権を無視して管理を強化する必要はあるのだろうか。これでは，戦争を防ぐために，日常生活を戦場にするようなものであり，それは本末転倒であろう。もしかしたら，不況の長期化と原発事故の影響で，貿易赤字に転落した日本は，この2009年改定入管法システムのコンピュータ・プログラムを駆使して，「最も効率的な」経済システムを創りだそうとしているのかもしれない。しかし，それは日本，アメリカとその同盟国，つまり国家が対人主権を最大限に拡大し，個人の人権は限りなく軽視されることを意味する。人権をそこまで犠牲にしながらでも得たい経済成長とは，いったい誰のためなのだろうか。国民の知る権利，自己決定権を侵害しても，優先すべき国益とはいったい何なのだろうか。国家とはいったい何のために存在するのだろうか。

過ぎたるは及ばざるがごとし。こうして2009年の入管法改定以降，日本が人権より管理と支配を優先して 1 年 8 カ月が経過した時に，東日本大震災は起こった。死者・行方不明者は 2 万人を超えると言われるが，先述した通り，この数字は住民基本台帳や外国人登録をもとに自治体や警察が把握している人数である。ところが，制度の移行期でもあり，観光客をはじめ 3 か月以内の滞在者，3 か月を超える非正規滞在者，転居届が未だ出されていなかった正規滞在者など，自治体が把握しきれずにいた外国籍住民の死者・行方不明者は数百名に上るとする推計もある。2011年 3 月19日に，日本政府は各国の在日大使館に対し「日本国内に滞在する自国民の安否を確認するように」通達を出したことを韓国大使館HPで知った。しかし，各国の在日公館は日本全国どこにいるかわからない自国民を把握しきれるはずはなく，外国籍の死者・行方不明者の実数は誰も把握していないのは先述した通りである。津波にさらわれたとしても，これらの外国籍住民は把握されていないのだから，当然捜索や救援の対象にもならず，そのため助かったかもしれない命がどれほど失われたのかを正確に知る人もいない。また，実際には避難所に身を寄せていても，行政サービスの対象としてカウントされていなかったために，食事や救援物資が届かなかった外国籍住民もいたとされる。

2009年改定入管法によって，実態としては多文化共生と全く反対方向に急展開しているのが，今の日本社会である。その理由は，歯止めがかからない少子高齢化により，1999年 4 月，首相の諮問機関である経済審議会が，次期経済10カ年計画のたたき台となる15項目の政策課題の中で，海外からの移民労働者の受け入れについて「積極

的に検討すべき」との方針転換をついに示したことに端を発する。しかし，まだ外国人労働者政策に関しては各省庁間で温度差があり，日本政府の統一見解に至っていなかった2001年 9 月11日，同時多発テロが起こると事態は急速に動いた。まず，「外国人を徹底的に管理する体制」を整えることができるなら，積極的に外国人労働者を受け入れる政策に転換してもいいとの合意に達したかのようだ。外国人労働者受け入れの条件である，その徹底的な管理体制は2009年改定入管法によって実現しつつある。しかし，そこには多文化共生も，地方自治や地方分権，主権在民の思想はない。それどころか，徹底的な管理は，国民による抵抗の芽を摘み，従順な国民をつくっていく。そして，「従順な国民」は，さらなる国家権力を受け入れていくという「相補」関係になるのではないか。

日本国民が，状況に抗うことなく，感情をあらわにせずに我慢強く，律儀に気配りを心がけているとしたら，それは徹底した管理体制と，そこから内面化される規範の強さが一因だろう。外国人からは「治安がよく豊かで美しい国」と称賛されても，日本の体制を「宿命として受け入れるしかない」外国籍住民と日本国民にとっては，ここから脱出する希望が見い出せない「巨大な監獄」で，納税奴隷として自らがつくられていく現実なのかもしれない。年間 3 万人規模の自殺者が続く事態は，過度の経済効率優先で日常生活が既に「戦場」と化したことを物語っているのだろう。

震災，原発事故，いじめ，巨額の財政赤字，消えた年金，消費税増税，信頼できない政治，「保守」右派の台頭，ヘイト・スピーチ，，，。特に原発事故以降，日本社会は質的に変わりつつある。8 割の市民が原発に反対を表明している。街頭デモに参加する市民が増加した。九州に避難する，または海外に転居する人が増えている。小泉純一郎元首相までが脱原発で立ち上がった。これまでは「羊の群れ」のごとく従順で勤勉と思われてきた日本国民が，声を上げ始めたことに呼応するかのように，監視・管理システムは強化されている。

2012年10月12日，仙台で初めて「被災した移住女性と子どもたちの思い」を語る会が開かれた。そこでの主な話題は，継承語教育，つまり移住女性が子どもたちに自文化をいかに伝えうるかであった。それは，移住者によっての多文化共生の重要性とは，親と子の間における文化の共有，つまり親子が相互に理解・信頼し合えることの重要性を意味している。被災という非常事態を通じてもなお，移住女性たちにとって最大の関心事は，親子の文化継承・文化共有であり，翻っていえば，それだけ親子間の文化継承が難しく，親子間の文化分断が全ての問題を困難にしているということでもある。

移住女性たちが抱える問題を解決するためには，多様性を認め合い，いかなる人をも疎外しないという“多文化共生”を日本社会に根付かせる必要がある。そのためには，日本語至上主義をやめ，“国籍唯一の原則”をなくして多重国籍保有を公認することが，不可欠だ。しかし，それに反して，日本国民ですら自己決定権を奪われつつある状況が危惧されている。こうした状況に対し，一人一人が粘り強く声をあげ続けることが希望をつくることになるだろう。

## 注

（1）「住基法改定に関する自治体アンケート」回答結果中間報告（2012年 3 月 4 日）p 2 より抜粋。同アンケートは，移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連），外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（外キ協），多文化共生・自治体政策研究会により，2012年 1 月20日～ 3 月 2 日に，県庁所在地，政令指定都市，東京23区，外国人集住都市会議参加自治体の計100自治体を対象に行われた。

（2）http://www.education.com/schoolfinder/us/california/goleta/isla-vista-elementary/

（3）http://www.goleta.k12.ca.us/schoolsites/iv/

（4）外国籍住民コミュニティにおいて、日本人が通訳者として外国籍住民から雇われることはありえても、代表を務めるのは本来お

かしいのではないか。日本人「通訳者」に逆らえず、自己決定できずにいる外国人も多い。

（5）大妻女子大学人間関係学部社会学専攻 2 年社会調査及び実習クラス「外国籍住民の防災と生活に関する意識調査（20013年）」より

（6）2011年 2 月 8 日～ 3 月27日

（7）佐藤信行「被災地の外国人は今」『RAIK通信　第125号：特集「東日本大震災と外国人」』在日韓国人問題研究所

（8）外国人人権法連絡会編『外国人・民族的マイノリティ人権白書　2010』（明石書店、2010年）、74頁

（9）共同通信社取材班『ニッポンに生きる』（現代人物社、2011年）、144頁